

蚕糸盛業地における郵便線路と馬の利用

―埼玉県立文書館寄託の旧本庄郵便局史料から―

若松良一

はじめに

埼玉県の中央部をほぼ南北に縦断する国道一七号線は、かつての五街道のひとつ中山道である。この幹線道路を日本で最初の郵便馬車が走ったことはあまり知られていない。明治五年（一八七二）七月一日に郵便の全国開業が実施された際、埼玉県内の旧城下町や街道宿駅などに郵便取扱所が置かれることとなったが、この時、中山道では東京高崎間を往復する郵便馬車会社が同時に営業を開始したのであった。

本庄郵便取扱所は中山道郵便馬車会社の出張所を兼ねた点で他とは異なっていて、説明すべき課題が少なくない。当館に寄託の諸井三佐保家文書中には、本庄郵便取扱所および郵便馬車会社関係の史料が含まれているので、それらについて本稿では旧本庄郵便局史料と呼び、翻刻の上、郵便線路の開設とその背景を中心に考察を加えたい。

一 諸井泉衛の郵便取扱人推挙事情について

郵便全国施行の明治五年七月一日を前にして、駅通寮の出張官員が県駅通掛の案内によって、郵便取扱人候補者と面談した。

翻刻一 諸井（三）文書二四七〔郵便諸請書綴〕

明治五年壬申壱ケ年写

①

東京駅通寮郵便御創業二付

明治五年三月熊谷県江巡廻掛

村上権少属殿御出張先ヨリ御呼出

二付小林伊麻理差添出頭候処

郵便御用取扱拝命仕別紙之通

御受書差上免許御鑑札御下ケ

渡相成候也

壬申三月廿一日

写本のため、誤りがある。それは二行目の「熊谷県」である。熊谷県は明治六年（一八七三）六月十五日の設置であるから、ここは入間県とするか熊谷駅としなければならない。単純な誤写なら熊谷駅の可能性の方が高いであろう。この資料で重視しなければならないのは、「小林伊麻理差添出頭」の部分であり、④に出てくる東京郵便馬車会

社惣代人小林伊麻理が差添、つまり保証人として出席したのは、この時点で諸井が中山道郵便馬車会社の職員であったからに他ならない。

この日、郵便切手売下免許鑑札が与えられた。その史料を次に掲げる。

②

郵便切手売下 免許鑑札 駅通寮 印

壬申三月廿一日 本庄駅

郵便馬車会社差配人

諸井泉衛

②で注目すべきは諸井の肩書であり、本庄駅郵便馬車会社差配人とあるのは、明治五年三月時点で、諸井が中山道郵便馬車会社の本庄駅の差配人であったからである。次に請書に添えられた小林の諸井宛の手紙を掲げる。

③

御状拝見

県庁へ御談相済候ニ付請書差出候様被仰付候右差出候得者

切手其他書類御下ケ相成事ニ御座候是度御越し相成候へハ

直ニ御回済ニ相成候得者御勝手次第の事ニ御座候間

御繰合少しも早く御越御座候様致度候也

三月廿一日

小林伊麻理

諸井泉衛様

うにとの依頼書である。次に請書の本文を掲げる。

④

御請書

今般中山道郵便御開ニ付右御用取扱所会社より兼而

申合厥を世話仕候本庄駅諸井泉衛ニ御定相成候事

一郵便書信馬車を御通送可仕筈之処自然深泥等ニ而

出車差支候節者東京より高崎迄大通之分者無賃ニ而

飛行脚夫差立候ニ付右之もの共万一不都合之義

有之節私とも落度ニ付正直達者之者相撰

疎漏之取扱無之様取締可仕候事

一枝道之方格別差急候脚夫賃錢之儀者三百文ツ、請取申度候事

一飛行脚夫途中疫病等之節者相当之賃錢を以代夫差

出方手筈兼而間之駅村へ申談置御差支不相成様可仕事

一雪風雨其外天災ニ而道路往來難相成

節者其段巨細御届可申立事

一切手売捌手数料之儀者壹錢ニ付四毛ツ、被下候事

一切手之凡積ヲ以御渡相成候ニ付月々残高并売捌

代差引御勘定仕上表記入壺ヶ月限翌月四日迄

取調直ニ東京郵便御役所江向ケ差上候様尤

売捌代錢者御差回数次第上納可仕事

一非常之節者切手并売捌錢共專一二持チ廻候様可仕事

一驛内江配達之書状者壺封ニ付壺厘五毛ツ、被下候事

一尚驛近傍壺封ニ付壺厘錢七枚被下置候ニ付可相成丈急幸

便ヲ以相届可申事

県庁と話が付いているので、請書を差出しさえすれば、切手売り下げ免許などの書類もくさるだろうから、請書を少しでも早く出すよ

但シ日誌新聞紙共壹箇ニ付壹厘五毛近傍在町者半銭被下候事

一郵便箱并掛札行囊及御用提灯御製造御入用

金之儀者御下ケ可相成候ニ付証書相添東京郵便

御役所江向可差上候事

右之通郵便取扱所其願老通御聞届

相成候ニ付是何時御開相成候共諸事御差支無

之様御規則ヲ以御達之通相心得精々

御用弁相成候様可仕候依之御請印昏奉差上候以上

郵便馬車會社

本庄宿

明治五年辛申三月

諸井泉衛 印

同 社中惣代

小林伊麻理

駅通寮

巡廻掛

村上権少属様

請書の前書きに御用取扱所は「会社より兼而申合厩を世話仕候」諸井泉衛に定めたとある部分が注目される。郵便馬車会社からの依頼で諸井はすでに自宅の厩で馬の世話を行っていたことが知られるのである。厩は果たしていつから設けられていたのであろうか。

第一項は大雨による泥濘など、道路状況が悪く馬車が運休となる場

蚕糸盛業地における郵便線路と馬の利用（若松）

合、東京より高崎までの大通（中山道）の分は無賃で飛行脚夫を差し立てるといふもので、これは会社の方針である。ただし駅通寮の求めによる。

第二項は大道から外れて、枝道の方で特に急ぎの脚夫の賃金は三百文（新貨の場合三銭）を頂戴したいとの趣旨である。区外の不便地一里までの別仕立ては一般に三百文ないし三百五十文であるが、本文では距離の制限は明文化されていない。

第三項は飛行脚夫が途中で疫病等になった場合、相当の賃金を支払って代りの者を出すことになっており、あらかじめ駅や村へ相談しておき、差支ないようにすることである。これも会社の方針である。

第四項は雪風雨その他の天災で道路の行き来が困難な時は、そのことを巨細もろさず駅通寮に報告すること、これは駅通寮の求めに対応している。

第五項は、切手売捌手数料は壹銭について四毛（四％）づつ下さること、これは駅通寮の規定によるもの。

第六項は、切手は見積りで渡すので、月ごとに残高と売捌代の差引勘定仕上表を記入し、月締めで翌月四日までに取り調べて直接東京郵便役所へ差し出すこと。また、切手の代金は差図があれば、上納すること。とあり、駅通寮の規定によるもの。

第七項は非常の際は切手と売上金は一緒に持ちだすこと。であり、やはり駅通寮の規定。

第八項は、本庄駅区内に配達の手状は一書状につき壹厘五毛づつ下さること。で駅通寮の規定。

第九項は驛の近隣在村へは一書状につき七厘下さるといふ前段は駅

逓寮の規定。なるべく急ぎの幸便で届けること。この部分は、定時便でなく、臨時便でというほどの意味であろう。

但し官公所の日誌と新聞紙は共に一個につき一厘五毛、近傍の在町のばあいは半銭くださること。で駅逓寮の規定。

第十項は郵便箱・掛札・行囊・御用提灯の製造または購入の代金は下げ渡すので、証書を添えて東京郵便役所へ差し出す事で、これは駅逓寮の規定。

後段は、いつでも差支えなく用足しをするという誓約文である。郵便馬車会社員として惣代の小林伊麻理と連名で駅逓寮巡廻掛の村上権少属に提出されている。通常であれば、郵便御用取扱人の名で戸長を保証人として提出すべき請書⁽²⁾であり、会社名を冠して提出しているのは異例である。附属して、木札・郵便書状箱・郵便御用提灯・行囊の雛型と前渡された切手の請取がある。

引用一

前島密と旧知の間柄であったために郵便取扱人に任命されたといわれる本庄の諸井泉衛を除いて、ほとんどみな本陣あるいは脇本陣を営み伝馬所元締役を兼ねていた人物が任命されている⁽³⁾。

阿部昭夫は前記したように、諸井のみが前島密と面識があつて、そのために採用されたと記し、その他が伝馬問屋出身であつたことに対する例外のように受け取れるが、果たしてそうであつたのか。内閣文庫所蔵の『駅逓史料』には、郵便取扱人の選考基準が示されている。

資料一 内閣文庫『駅逓史料』(6) 千葉県・埼玉県

明治五年申年三月十日

東京ヨリ北海北陸両道筋へ郵便開創ニ就キ大蔵省ヨリ達

実地ニ就キ方法取調トシテ駅逓寮官員当三月十五日発程其筋派回候条典事ノ内ニテ右御用掛相心得別紙駅逓寮口達之件々前以取調置右官員其地出張之節ハ諸般実意ニ協議有之候様可致事(中略)陸羽中山ノ両街道及旧日光道ニ派遣シ駅逓寮出張ノ官員ニ応対シ又御用取扱人撰挙ノ者ヲ率ヒ面晤シ(中略)質問ス

〔駅逓寮口達書〕※筆者要約

- 一 その地の商業などの模様による郵便の必要便数(毎日・隔日・毎月六回・三回)
- 一 飛行脚夫の賃錢(一時五里行・三里行・夜増)
- 一 郵便取扱人の任命(往還筋でなくとも県の分庁や市場のある地にも)
- 一 郵便御用取扱人候補者の要件(近傍在々へ多く往復の便宜を得る業体の者)
- 一 郵便御用取扱所の場所(郵便取扱人の自宅あるいは将来陸運会社にできる見込みの場所)
- 一 郵便法規等の事前理解(改正郵便規則・取扱方規則)
- 一 郵便規則中不審の部分への説諭(巡廻官員が担当することの事前通知)
- 一 取扱人の御手当(巡廻官員が定める旨を事前通知)

一 傳馬所の廃止と陸運会社取建の打合せ（事前取調の上）

郵便御用取扱人は「近傍在々へ多く往復の便宜を得る業体の者」であることと明記されていた。はたして諸井家がそうであったのか否か。近世から近代初期の町役人の変遷について記述のある本庄市史を参考にして検証してみた。その結果は伝馬問屋を営んだのは治郎兵衛を世襲した北諸井家であり、泉衛が養子に入った東諸井家は江戸時代前期頃から鷹狩に関する地方役人である野廻り役として幕府から扶持を得ていた家であった。しかし、六代目の伝五左衛門が横暴を理由に職を取り上げられて以来、没落した。それを挽回したのは九代目の仙衛門（号弱泉）で、絹太物商いによって財を成し、本庄の大店となった。しかし、子供に恵まれなかったため、南諸井家の卯一（泉衛の幼名）を誕生と同時に養子にしたのであった。それゆえ郵便局を開いて後も家業として糸繭の売買を続けていたのである。⁽⁴⁾

こうした事情から、問屋でない泉衛が明治五年に駒通頭前島密の依頼で自宅に本庄郵便取扱所を開設したという話が現実味を帯びてくる。しかし、二人の縁がいかなるものであったのか具体的な記録はないので、それが正しいとも言い切れない。泉衛が自宅に厩を持っていて、馬車馬の世話をしていたことからすれば、全くの素人とは思われないのである。明治年不詳（四年か）六月五日付の宿江出頭ノ為仕立飛脚差立依頼状⁽⁵⁾が諸井泉衛ほか一名宛であること、明治二年（一八六九）正月の荷造帳⁽⁶⁾があり、膨大な量の荷物を取り扱っていることなどを根拠にすれば、明治初期には、書状と荷物の輸送に何らかの形で関係していた可能性がある。五年七月一日の郵便全国実施以前の段階で東諸

井家に大型の馬屋があったこともその傍証となろう。ただし、明治四年十一月の段階では、本庄の問屋は森田善衛と諸井治郎平とする資料があるので、問屋を補佐する年寄役を想定してよいかもしれない。諸井泉衛が本庄駅でただ一人の郵便取扱役に選ばれた理由は、駒通寮の官員が出張した明治五年三月二十一日の時点で、郵便馬車会社の差配人であったためであることは誤りないが、中山道の蕨・浦和・大宮・上尾・桶川・鴻巣・熊谷の郵便馬車会社の郵便取扱役がすべて問屋出身であったのであるから、今度は諸井泉衛がなぜ郵便馬車会社の社員となったのかを調べなければならない。

筆者は諸井（三）文書から、東諸井家の家業である繭売買⁽⁷⁾が本庄児玉から熊谷に及んでおり、その主要な納入先が富岡製糸場であったこと、富岡製糸場の場長の尾高淳忠と大蔵省の渋沢栄一がともに諸井家の縁戚であったこと、泉衛が養蚕団体の副頭取なども務めており、地域での求心力があったことなどが、主要な輸送品として繭と絹を扱う郵便馬車会社の営業上まことに都合がよかったためであろう。また、本庄からは製糸場のある富岡へ向かう短絡路が分岐している点で、運送上の利益があるので、出張所を置く結果となったのであろう。

二 中山道郵便馬車会社

中山道郵便馬車については、いくつかの研究蓄積があるので、紹介しながら、概要を把握しておきたい。

〔先行研究一〕

山本弘文『維新期の街道と輸送』増補版・法政大学出版社・昭和五八年

中山道郵便馬車について研究の先鞭をつけたのは、経済史学者の山本弘文であった。その著書『維新期の街道と輸送』によれば、『駅通明鑑』第十卷、第九編の五三〜八一頁に明治初年の馬車会社の設立と認可に関するものが章ごとにまとめられている。その第六章が中山道郵便馬車会社ノ事である。一部引用する、

引用二

明治四年八月省議

一、高崎運輸馬車は最近、中山道官営郵便馬車の無賃輸送とひきかえに、郵便馬車と改称することを出願した。(要約文)

二月 判決日欠

一、往復すへき郵便行囊之目方、五貫目迄者無賃タルベシ。是ヨリ以上者、目方百匁毎、新貨五錢之割合を以テ、運送之賃錢可払事。

一、東京高崎并熊ヶ谷驛之会社ニ於テ、郵便御用取扱所兼勤イタシ、各所取扱所之如ク、其市内(東京者別段)並近傍村々工郵便配達可致事。⁽⁸⁾

(中略)

明治五年壬申二月

駅通頭

郵便馬車会社社長 何某

山本はこの会社を次のように分析し、さらに中牛馬会社との連携を明記した。

会社機構は、東京・高崎・熊谷の店舗にそれぞれ駅通寮郵便馬車会社、蕨・桶川・本庄の店舗に同出張所の名称がつけられたが、実質的には東京を本社、熊谷・高崎を支社、その他を出張所とみてさしつかえないようにおもわれる。

明治六年(一八七三)一月、武州、上州、信州の中牛馬業者は、武州児玉郡本庄宿の為谷三十郎、信州筑摩郡潮山中村の滝沢定らを物代とし、先に設立された中山道郵便を介して、中牛馬業者の結社と高崎以遠の郵便運送業務の請負を駅通寮に出願した。

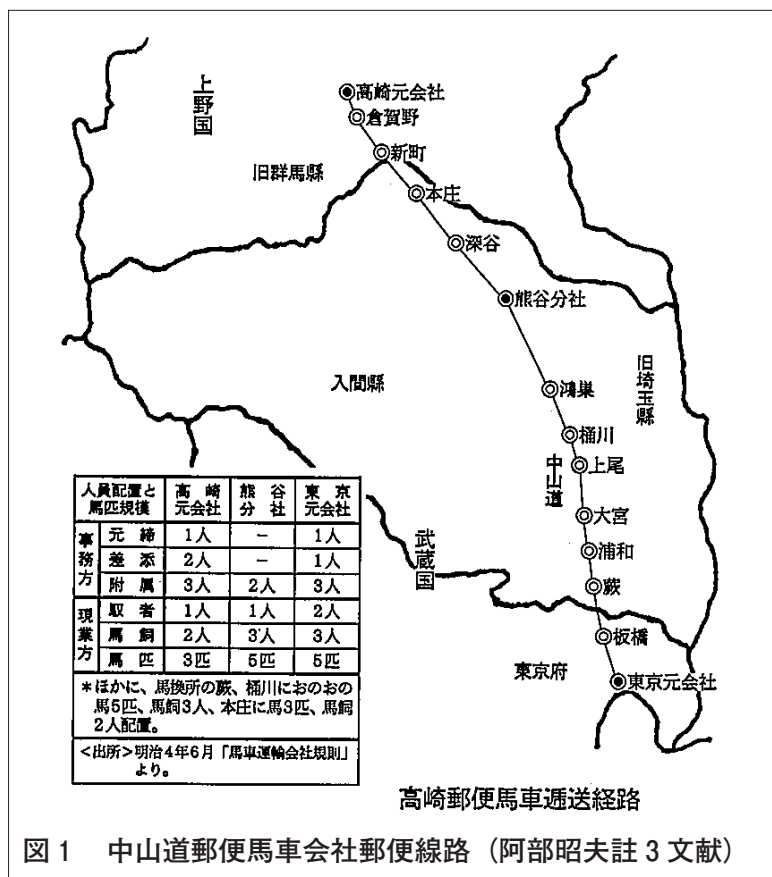


図1 中山道郵便馬車会社郵便線路 (阿部昭夫註3文献)

〔先行研究二〕

谷 喬「埼玉県初期郵便史の研究―東京高崎間の郵便馬車―」『立正大学北埼玉地域研究年報』平成三年

また、谷喬は東京高崎間の郵便馬車「高崎郵便馬車」について、短文での紹介を試みた。まことに的確簡潔な概説であるが、二点だけ補訂が必要な個所がある。その一は馬の置き場に勅使河原と岡部があるのは、後年の措置であり、次頁の引用三が当初の配置であること。その二は高崎郵便馬車会社の消印がある五年（一八七二）二月改正以前の旧制文単位切手が数枚あることを根拠として、七月一日以前に郵便が扱われていたと推定されたが、切手は資料的には年代の上限を示すにすぎない。

後者については、本庄郵便局資料中に馬車試走時期の切手使用を否定する資料のあることを発見したので、翻刻して掲げておきたい。明治五年五月十四日差立の本庄出張所の書状に貼ってあった切手を本社は返却し⁹⁾、郵便開業前の使用の自制を求めたのである。

翻刻二 諸井（三）文書二四七〔郵便諸請書綴〕

一昨日被遣候書状ニ郵便切手張付被遣候得とも中山道者未御施行之仰出無之候ニ付追而御布令御座候迄ハ御用ひ無之様致度存候御遣し之切手幸無難ニ付其俣致返却候也

壬申五月十六日 昌平橋（東京郵便馬車会社印）

本庄馬車会社

出張所

追而書状之義者郵便御取始迄之内無賃も不宜又不受
取候而ハ人も困候ニ付郵便振合ヲ以御見込御受取候様致度
切手ハ本文之通り大切ニ御取扱可被下候事

〔先行研究三〕

室清「中山道郵便馬車」『浦和市史研究』第8号・平成八年三月

室清は山本弘文の『維新期の街道と輸送』を引用しつつ、補足資料を加えてさらに郷土埼玉に即した郵便馬車会社の懇切な紹介を試みた。室氏は郵便馬車会社の経営の得失にふれ、さらに設立準備から鉄道による経営圧迫までの長期的な変遷を究明した点で優れている。

〔先行研究四〕

金沢真之「高崎馬車運輸会社・郵便馬車会社・廣運舎に関する東京都公文書館所蔵文書について」『郵便史研究』第二七号・平成二二年

金沢真之は高崎馬車運輸会社・郵便馬車会社・廣運舎に関する東京都公文書館所蔵文書を調査し、協力者を得て翻刻を成し遂げ、郵便史研究上有益な資料を紹介した。その一部を引用する。

引用三

①

〔明治四年八月九日願書に添えられた馬匹配置計画〕

一馬廿六匹

此訳

車両老輛分 馬八匹 東京ヨリ熊谷迄

同断 馬十二匹 東京ヨリ高崎迄

備 馬六匹

ノ

馬差置候箇所左之通

東京 五匹

四里八町

蕨 五匹

六里

桶川 五匹

六里二丁 箕田追分

熊谷 五匹

五里十三丁

本庄 三匹

五里一丁

高崎 三匹

ノ

但備馬老ケ所老疋ツ、之割合ニテ六疋相立候トモ、里数遠近道路

險易馬之強弱ニヨリ処替候義可有御座候

②

〔明治四年六月制定の馬車運輸会社規則のうち特記〕

本庄・高崎馬三匹、馬飼二人宛、何レモ老車ニ老人宛継所迄付添、相越ス蕨・桶川・本庄・箕田村追分継替所共厩預リ老人宛差置、馬扱方不都合無之様仕候事

③

〔郵便馬車会社編年資料〕(要約)

明治五年正月八日

高崎運輸馬車名目改正並御下金之儀二付(中略)

駅通寮郵便馬車と改称

本立金五千円の無利息貸下げ

を懇願

東京ヨリ高崎迄里程式拾七里半で老里二付飛行脚夫賃錢五百文とすると、往復で八拾式両式分となり、御下金五千円の返済ができ高利益が得られるであろうから、速やかに御許可願いたい。

明治五年二月十三日

郵便条約書

一東京・高崎并熊谷駅之会社ニ於キテ郵便御用取扱所兼勤イタシ、各取扱所之如ク其市内(東京は別段)并近傍村々へ郵便配達可致之事

一郵便切手売下之儀モ右三ヶ所ニ於キテ可相心得。

明治五年十一月

金銀通送を郵便を積んでいない馬車に限って行わせてほしい。

壬申十一月五日 郵便馬車会社々長河津稜威

駒通御寮

郵便会社は経営悪化により、拝借金の返済ができず、中牛馬社長江夏干城らへ示談に及んだところ、社長を引き受け、上納残金と株式償却を約したので、右の願いを聞き届けた。

④ 明治七年七月九日

郵便馬車会社へ御指令案

書面之趣ハ無余儀状情ニ付、聞届候事

明治七年七月

駒通寮

⑤ 付箋 明治八年十一月(要約)

駒通寮郵便馬車ノ名称ヲ相止候条、更ニ社名届出云々

郵便馬車の名称を付けては公私の区分を誤るので、自今駒通寮郵便馬車の名称を止め、社名を届けるよう

明治八年十一月

駒通寮

三 本庄における郵便馬車の運用実態と会社経営

郵便馬車のアキレス腱は川と泥濘であった。台風や大雨、大雪の後には、荒川と神流川は増水して馬車が渡河不能となり、未舗装の中山道はぬかるんで馬車の走行を困難とした。このため積荷があっても郵便馬車を運休せざるを得ない日が少なくなかった。郵便馬車会社は駒通寮の要請によって、このような場合も、郵便だけは休むことなく集配されるように、無賃で飛行脚夫を出すことになっていた。旧本庄郵便

局史料にはその実際を示す資料がある。飛行脚夫差立帳と標題があり、その二番である。大福帳に似た縦長の和紙綴じ横帳で、日記式に追記されている。創業時の一番は失われている。

翻刻三 諸井(三) 文書二一二 飛行脚夫差立帳 二番

明治五年申十一月朔日

飛行脚夫差立帳

二番

十一月朔日朝五時半

一(印・合) 馬車便(印・相済) 河尻

〆本庄熊ヶ谷

賃

船

同九時八分十二時二分

一御用箱(印・相済) 同人

〆熊ヶ谷本庄宿

賃

船

同八分十一時

一同(印・相済) 重二郎

〆本庄高崎

賃 船

十一月朔日八時迄

一御用箱（印・相済） 仙吉

〆本庄吉井

往復

船

一定の様式に従って記入されており、①日付と時刻、②種類と脚夫の名前、③どこからどこへ、④脚夫賃と船賃の四項目で、終わつたものは相済の朱印が押されている。また④は全く未記入である。馬車会社の用箋に小林勝清が本庄駅にあててしたためた諸経費の一覧が残されているので、抜書きしておく。

柳瀬川 一人七厘 橋越し

川支角崎廻道一里三錢 一人分也

夜増一里九厘 一人分也

神流川 橋越一人二厘

船越一人五厘

小山川 橋二厘五毛

渡船

川支榛沢廻り廿町一錢六厘七毛

十一月一日の飛行脚夫は四便で、第一便は馬車運休のための本庄から熊谷までの書状通送で下り便（高崎行が上りと定められているた

め）となる。第二便の熊谷から本庄までの御用箱。御用箱とは、国や県などの公文書使送便であり、入間県または埼玉県のものである可能性がある。第三便も御用箱で本庄から高崎まで、第四便も御用箱で本庄から吉井までである。これらのうち第四便は中山道経由ではない。馬車便の上り飛行脚夫便がないのは、おそらく熊谷の分担であったためであろう。ちなみに脚夫賃は、飛行脚夫の場合、一里二付三錢五厘（旧貨三百五十文）三貫目持であり、その速度には一時（二時間）五里・四里半・四里があった。これは平坦路と山道の違いであろう。第一便の費用負担は郵便馬車会社であり、避けがたい悪天候による走行不能が、会社の経営を圧迫したであろうことは論を待たない。次の資料は郵便馬車の利益分配に関する稀有な資料なので全文を翻刻掲載する。

翻刻四 諸井（三） 文書四一四一 御詫書

御詫書

信州筑摩縣栗田弘馬様御荷物之内式駄拙者

荷車人足二而高崎迄駁立候処途中二而車損手入中

及遅刻右御同人様〆人足御取調相成候処当駅〆

高崎迄四貫九百文御払下ケ之処四貫文人足共江相払

九百文御会社江御取置之旨御書状拝見承知奉驚入候

全左之趣意二者無之賃錢毫二九百文之内荷車

損料船諸費相払候而者四貫文手取二相成候旨人足共

申上候義二御座候然ルを栗田弘馬様より御申送右之段

私共御理解有之奉恐入候此後栗田様御通行之砌

私共罷出右入刻申上御会社江御答難相掛申間
敷候此段確状ヲ以御詫申上候以上

明治五年申年 車力
十一月 住次郎

藤 作
荷之世話方
郵便馬車御会社
諸井泉衛様
新川米蔵（印）

この資料から、明治五年（一八七二）十一月の某日、高崎まで荷物を運搬中の馬車が損傷したため、遅刻したので、荷主の筑摩縣栗田弘馬が人足を取り調べたところ、二駄の運賃は四貫九百文で、このうち四貫文を人足が受け取り、会社へ渡るのはわずか九百文であったことがわかる。これでは会社の経営が成り立つはずがない。諸井に対し詫び状が届いた理由は、三行目末に「当駅」と記すので、本庄出張所で荷受けした荷物の事故であったためであった。会社の労務管理が不十分であった証拠資料である。

次に、当時の事を見聞きした諸井泉衛の息子逸郎の口頭による郵便馬車及び本庄郵便局の経営に係る記録を引用する。

本庄郵便取扱所の創設 要約

「諸井家懐往記事」に、仲町の本庄郵便局開始日は明治五年三月二十一日とされているが、それは初代局長となった泉衛が熊谷（入間とも記す）県庁へ出頭して、郵便取扱役を拝命した日であ

る。当時すでに郵便馬車会社が東京、高崎間を往復しており、郵便御用の旗を掲げて二往復されていた。社長は河津稜威といい、幕府の河津伊豆守という余勢のある人物であった。会社は東京に本社、高崎に支社、その間の宿に出張所を置いて、我が家はその出張所であった。駅通寮の直轄であった。父の郵便取扱役就任には馬車会社の社員小林勝清の尽力があった、尤もその大本は当時の富岡製糸場長尾高淳忠君の内々の助成があった。

当時郵便開始の際は、郵便物も書状のみで一〇〇通ほどしかなかったもので、手当もわずかであった。その一方で「馬車会社の始めは厩もうらに有て、乗客の世話から小荷物取扱をして、其手数料の取得も許されて有た。」又、此の馬車会社で中山道を通過する荷物の宿継運送業を開始した。口銭手数料はわずかに四銭であったが、一ヶ月七から八円づつあった。此の取扱は専らす満（泉衛長女、逸郎姉）である。家計の補助金に使用したとのことである。（本庄市史 通史編Ⅲ・平成7年）

この資料において、他の資料では知り得ない点は、①郵便馬車会社長の河津稜威がもと幕府の河津伊豆守という余勢のある人物であったこと。②泉衛の郵便取扱役就任には馬車会社の社員小林勝清（伊麻理のことか）の尽力があったこと。③創業時の郵便物が書状のみで百通ほどしかなかったもので、手当もわずかであったこと。④馬車会社の始めは厩もうらにあつて、乗客の世話から小荷物取扱をして、其手数料の取得も許されていたこと。⑤荷物の宿継運送業を開始し、口銭手数料は四銭であったが、一ヶ月七から八円づつあったことの六点である。

文書に表れにくい情報を含んでいるのが口承記録の特徴である。ただし思い違いも含んでいる。

四 郵便馬車会社本庄出張所から本庄郵便役所へ

（一）郵便馬車会社の郵便取扱人

本庄郵便取扱所の正式な意味での開業は、実は郵便の全国創業の日である明治五年（一八七二）七月一日ではなかったと筆者は考える。その根拠の第一は、引用二に明記されている通り、駅通寮が明治五年二月に次のように社長あてに命じた条文にある。

一、東京高崎并熊ヶ谷驛之会社ニ於テ、郵便御用取扱所兼勤イタシ、各所取扱所之如ク、其市内（東京者別段）並近傍村々エ郵便配達可致事。

この条項による限り、本庄出張所は郵便御用取扱所ではなかったこととなる。郵便馬車会社の出張所は対象となっていないからである。ところが、翻刻一④の請書には次のように書かれている。

一 驛内江配達之書状者壱封二付壱厘五毛ツ、被下候事
 一 尚驛近傍壱封二付壱厘錢七枚被下置候二付可相成丈急幸
 便ヲ以相届可申事

このことから、開業当初から本庄でも郵便を配達する予定だったことが判る。それはなぜか。郵便馬車に積載された郵便物中に東京高崎間の中途場所宛のものが含まれており、少なくとも、本庄界限宛のもの

のは配達せざるを得なかったからであろう。出張所も「東京高崎并熊ヶ谷驛之会社」に準じたことになる。しかし、創業時の箱場巡廻帳や差立帳がないことが示しているように、区内各地の箱場を介して郵便収集は行わず、馬車会社出張所の窓口のみで郵便を受け付けていたことが推定される。つまり、厳密には郵便取扱所ではなく馬車会社の出張所の範囲での業務であったと考えられる。つまり、諸井泉衛が郵便取扱人になっていたのは、郵便御用取扱所の長としてではなく、郵便馬車会社で郵便の取り扱いをする必要からであったと考えられる。次の資料は、この推定が正しいことを傍証する。

翻刻五 諸井（三）文書二四六 郵便御創業已来領要抄

①

明治六年酉四月駅通寮西村維孝殿御巡回当四月ヨリ郵便取扱候日
 二限り一日新貨二錢五厘宛為御手下ケ賜旨御申渡二相成受書差
 上候也

副戸長

森田丈太郎

明治六年酉第四月

明治六年四月以前は手当が支給さえされていないなかったのである。このことは正規の郵便取扱所として扱われていなかったことを示している。次の資料は金子入書状の免許に関するものだが、泉衛の名義は児玉本荘駅郵便取扱人であり、郵便取扱所の郵便取扱人ではない。

②

同年四月

一金子入書状請渡節

第七拾四号

一見合御印鑑

一枚

同取扱

第七拾四号

一免許御鑑札

一枚

同

一御規則書

一冊

右之通御下ケ渡ニ相成正奉受取候也

児玉本莊郵便取扱人

六年二月

諸井泉衛

※文末の二月は四月の誤写と推定される。

次の資料から明治六年（一八七三）七月までは郵便取扱所なら支給されるべき蠟燭代も支給されていなかったことがわかる。

明治六年七月から郵便馬車会社の各駅事務所が駅逋寮の直轄となると同時に正規の郵便取扱所として扱われるようになり、手当が採用されたものである。この時点で、明治六年の『改定郵便規則』所載の本庄郵便取扱所が誕生したと推定している。

③

明治六年酉七月熊谷駅高寄駅吉

井町三ヶ所飛行脚夫時間壱人持四貫五

百目脚夫賃錢其他受書文中ニ

一夜継人足賃夜増被下候場所ニテモ人足用ノ

蠟燭代ハ夜増ノ内ヲ以可賄筈ニ付不被下候

得共郵便取扱所へ相用候蠟燭代ハ一度ニ付

一錢ツ、被下候ニ付テハ是迄不受取場所ハ

當一月ヨリ御渡相成候ニ付八月分計算仕上

表夜継ノ口へ一束ニ組込尤以後八月々請取

候義卜可心得事

但當一月ヨリ當八月迄一時請取候段野表へ為念下札致シ差出

シ可申事

（二）郵便馬車会社郵便取扱人の使用した検査印の特殊性

中山道郵便馬車会社の各事業所の郵便取扱人の置かれた立場を反映する資料に実通郵便資料の切手消印がある。最初に、筆者所蔵資料を提示する。共に中山道郵便馬車会社の馬車に積載され、運送されたと推測される資料である。写真1は書状の封筒で、東京の塙屋徳兵衛から高崎の大津屋喜兵衛に宛てたものである。東京高崎間は二十七里半なので、従距離制の二十五里越えの郵税二銭分が桜一錢切手二枚貼りされ、東京郵便役所の角形検査印が押されている。証示印は右側中間に、長方形二段組印があり、癸酉三月廿二日／東京郵便役所と記されている。癸酉は明治六年である。したがって、明治六年三月の段階では、中山道郵便馬車会社の東京本社が馬車に積み込んだ書状には、東京郵便役所の検査印と証示印が押されたことを知ることができる。いっぽう、写真2は逆位で検査印が押された桜切手朱二銭である。

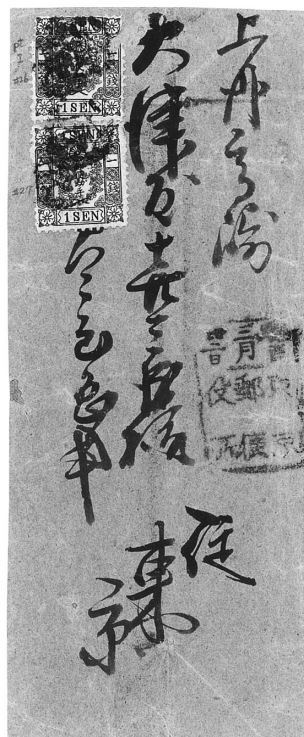


写真1 東京より高崎行書状の検査印

長方形の不統一印であり、上部の四文字は二行分かち書きで高崎郵便とあり、その下は一行書きで馬車と読める。下端部には会社とあることが、他の資料から確認されている。¹⁰⁾日本広しといえど、切手に押された会社印はこれ以外にはない。なぜにこのような普通ありえない検査印が押されたのであろうか。

阿部昭夫は中山道郵便馬車会社の高崎分社の初代郵便取扱人安間吉晴が会社印六夥中最小のものを検査印として用いたことを推断した。また、同じく郵便馬車会社熊谷支社では「某外」の長方形印、深谷では「改勿憚」の長方形印、本庄では篆書の「本庄郵便印」が最初の検査印であることを紹介している。¹¹⁾これらに共通しているのは、いわゆる不統一印の中でも異端児であることである。本庄以外の二印には地名がなく、よく知る人以外にはどこの郵便取扱所なのか判断できない点で難点がある。深谷印の典拠は論語であるが、阿部昭夫は、某外は梅外の略字で雅号印であろうという。熊谷分社の郵便取扱人林弥平次の雅号と一致するのであろうか。いずれにせよ、この検査印は私印の転用ということになろう。局長の私印が臨時に消印に用いられた例



写真2 高崎郵便馬車会社検査印

おり、郵便印という他に例のほとんどない印文となっている。これら異端児検査印の出現背景は、中山道郵便馬車会社の分社・出張所・事業所には駅通寮から検査印が配布されることがないばかりか、正規の郵便役所・郵便取扱所が使用する検査印に準拠せず、あえて差異を表明する必要があったからではあるまいか。つまり馬車積載の書状以外は取り扱えないというサービスの限定性から、一般郵便局所と同一視されることを避けようとしたのであろう。

五 本庄郵便役所の開所と支線郵便線路の確定

(一) 本庄郵便役所の開所

中山道郵便馬車会社本庄出張所が最終的に郵便役所（郵便取扱所を改称）になったのは、次の資料に示す通り、明治七年（一八七四）一月のことであったと考えられる。^③には、自宅を当面の仮役所とせよという添書きがあるので、初回辞令と見なされるからである。他は一連の辞令であり、^①から辞令が熊谷県庁の駅通掛から手交されたこと、^②から七等郵便役に格付けされたこと、^④から初めて毎月の手当と文房具代が支給されたことを知ることができる。^⑤は辞令の請書である。この時点で、諸井泉衛が郵便馬車会社の職員を辞して郵便役所専任と

なつたのか、それとも兼任できたのかが気になるが、即断できない。
今後の研究課題としておきたい。

④

七等取扱役

諸井泉衛

翻刻六 諸井(三) 文書二四六 郵便創業已来領要抄

①

明治七年第一月

御用候条明後十七日午前第十時礼服装

用可罷出候此段相達候也

明治七年一月十五日 熊谷県 駒通掛

②

諸井泉衛

七等郵便取扱役申付候事

有(此旨)内務郷(卿)之命ヲ以相達候也

明治七年一月

駒通頭前島密

③

七等取扱役

諸井泉衛

於其地四等郵便役所を

置右役所詰申付候事

但役所建築相成候迄其自宅

を以仮役所与相称可申事

明治七年一月 割印

駒通頭前島密 印

蚕糸盛業地における郵便線路と馬の利用(若松)

當一月一日ヨリ郵便御用取扱中一ヶ月
為御手当三口米華(筆) 紙墨料金二拾五錢
被下候事

但本文御手当被下候上ハ従前之諸

手当ハ相廢候儀ト可相心得事

附御手当米之儀ハ米価之高低ヲ

平均シ一口朱金五拾錢宛ノ割ヲ以

被下候条華(筆) 紙墨料共総テ繰

替渡金ヲ以引去出納計算表仕上ニ仕組可差出事

明治七年一月

駒通頭前島密

⑤

右御書付御渡相成承知奉畏候以上

熊谷県管下

武蔵国児玉郡本莊駅

明治七年第一月 七等取扱役

諸井泉衛

前島駒通頭殿

本庄は中山道から鬼石道・藤岡道などへ分岐するターミナル駅であ

つたため、郵便線路も幹線のほかに支線を設ける必要があった。

(二) 郵便線路の開設

1 本庄下仁田線路の開設

翻刻七 諸井(三) 文書二四七 [郵便諸請書綴]

其駅々下仁田江之郵便別紙時間表

差遣候間委細右ニ而弁知可有之尤

通送之儀者下仁田中牛馬会社之便宜

にて往復之積ニ付仰出請取差立共諸

般無差支様可御取計候也

壬申四月二日 駅通権少属村上知充

郵便馬車会社

惣代中

追而過日小林伊摩理ヲ以相達候時間表別紙之通

増便替いたす義ニ付其旨承知最前之分取消之儀

可被計得候也

翻刻八 諸井(三) 文書八三六七―一 差上申御請書之事

差上申御請書之事

一 人足耆人

下仁田町々

此賃錢九百文

富岡町迄

里数三里三百

但耆里ニ付

三百文宛

右者今般郵便飛行賃錢相定可申立旨被仰渡

承知奉畏候則前書之通耆里三百文宛之割合ヲ以

往復共無相違脚夫差立可申候依之御請証差上申処如件

上州甘楽郡

下仁田町

郵便御用取扱所

壬申八月五日午後二字

有賀喜三郎(印)

福田文四郎(印)

駅通御寮

御役所

下仁田線路は、下仁田中牛馬会社が本庄との間を往復した線路である。途中に富岡があるために重要線路であった。『明治六年改定郵便規則』には中山道筋の枝線郵便往復日割として、「ムサシ本庄コウツケ富岡」が毎日と記載されている。中山道筋枝線では唯一の毎日往復便であった。郵便も繭などの荷物もともに馬鞍に載せて本庄、藤

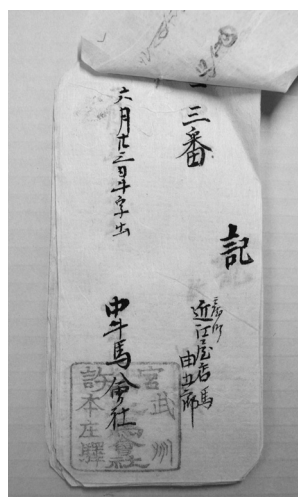


写真3 中牛馬会社の差立帳(諸井(三)文書4023)

馬鞍に載せて本庄、藤

岡、富岡、下仁田まで通しの輸送が行われていたようである。馬は商人から賃借していたことが窺われる。諸井(三)家文書にその伝票を綴じた帳面があるので写真を掲げておく。

2 本庄鬼石線路の開設について

本庄鬼石郵便線路は、高崎中牛馬元会社が明治六年(一八七三)六月に設けたもので、鬼石の西側の萬場村まで伸びていた。鬼石も萬場もその時に開設された郵便取扱所だった。¹²⁾翌明治七年は台湾事件など時局多難な年で、軍事費逼迫から、予算節減が政府から駒通察に課せられたため、その求めにより、泉衛は鬼石線路の距離を見直し、節減可能と回答したのである。



図2 中牛馬会社の本庄駅からの郵便線路網(阿部註3文献より)

翻刻九 諸井(三)文書二五四―二記(本庄より鬼石間賃銭節減二付)

記

本庄ヨリ

一 鬼石

五里

三貫持二時間三行

時間三時五十三分

往 二十二銭

復 拾壹銭

蚕糸盛業地における郵便線路と馬の利用(若松)

夜増 三銭三厘
合 三拾六銭三厘
前頭之通節減仕記載以上申候也

当御管下

南第九六区四小区

明治七年第十月 児玉郡本庄駅

四等郵便取扱役

諸井泉衛 印

楫取熊谷県権令殿

3 区内郵便線路と箱場の設置

本庄郵便局史料中に本庄郵便区内の郵便線路図が三葉ある。郵便馬車の走る中山道を除外しているのが共通の特徴である。図一は検討用の下図、図二は線路に箱場を加えた集配線路図、図三が二にさらに川や郡界などを加えて彩色した詳細図である。いずれも中心部に本庄郵便局を据え、その標記が局であることから郵便役所と郵便取扱所を郵便局に呼称変更した明治八年(一八七五)一月以降の製作であろう。ただし図二で本庄駅郵便局と表記されていることから見れば、年代を大幅に下げる必要はないと思われる。

図一では放射状に設けた線路を三ないし四ブロックにして、それぞれを一筆書きで完結する案が示され、区間距離を細かく書き込んでい

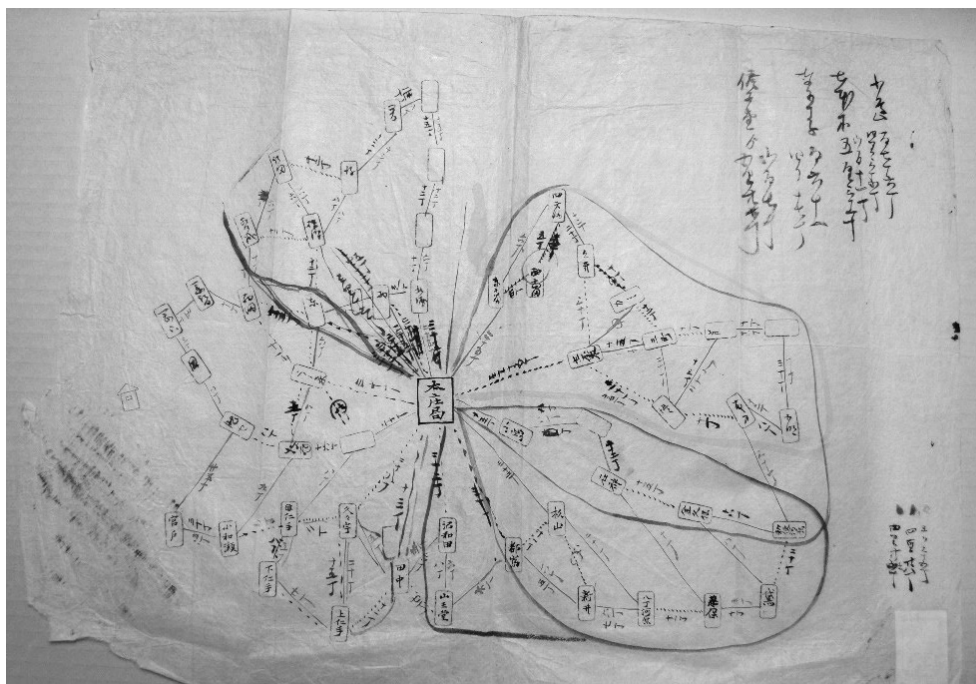


写真4 区内郵便線路図1 (諸井 (三) 文書1358)

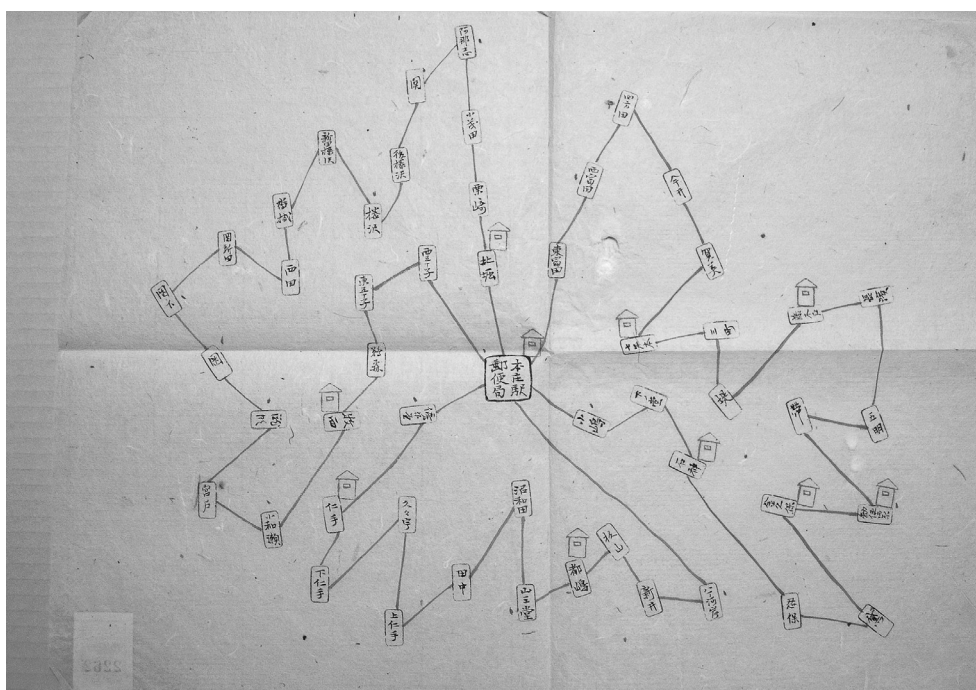


写真5 区内郵便線路図2 (諸井 (三) 文書2262)

るが、実線と破線があつてまだ決定となつていない様子が分かる。
 図二は図一の決定図で、集配線路は三コースで完結している。箱場は全部で十か所ある。特に西側の現上里町域となる部分に半数の五ヶ所を設けたのが際立っている。

凡例を伴う詳細図(図三)から、本庄局の郵便区線路図の特徴を要

約すると、次の点をあげることができる。
 ア 範囲が広く本庄のあ
 る児玉郡と北西側の賀美
 郡、南西側の榛沢郡に亘
 つている。現在の行政区
 分でいうと、本庄市を中
 心として、上里町のほぼ
 全域、美里町の北半、旧
 岡部町の北西部、それに
 旧児玉町の北端部が集配
 範囲となる。
 イ 地形的には山地を含
 まず、低丘陵がある程度
 である。また、北西に神
 流川が群馬と県境をなし、
 北東を流れる利根川と合
 流し、これまた群馬と県
 境をなしている。このた

め、郵便区は北側で二大河川によって限られている。しかし、南東側においては、中河川である小山川の対岸の榛沢郡にも及んでい
 る。図二で描いた西側上里町域及び南側旧児玉町域と重なる線路が長
 大に過ぎたので、二つに分割した。結果、集配区は全四区となった。
 エ 他郵便区へ連絡する線路も併せて表示されており、渡河点に橋ま



写真6 区内郵便線路図3 (諸井(三)文書1359)

たは船での横断距離を書き込んである。この地図内で、実際に恒常的に大河を渡河していたのは、本庄下仁田線路の藤岡への渡河点、現在の藤武橋付近と利根川の対岸となる上仁手地区への渡河点である。オ 市内線路図、本庄から下仁田、本庄から鬼石への線路図は見つかっていない。ただし、市街の路地と地割と持ち主の姓名を記した見取

蚕糸盛業地における郵便線路と馬の利用(若松)

図様のもの(二二六三・屋敷区画絵図)は存在している。集配用の詳細地図の一種であろう。

まとめ

本庄郵便局史料の解読と中山道郵便馬車会社に関する先学諸氏の研究成果によって、本庄郵便局が日本中の他のどの郵便局とも異なる特異な歴史を有していたことが明らかになりだした。その一は、明治五年(一八七二)一月の中山道郵便馬車会社の創立と同時にその出張所となつて、会社経営の一翼を担つたこと。その二は、中山道郵便馬車会社本庄出張所が東諸井家に置かれたのは、家業に地元を生繭の買い付けと富岡製糸工場等への納品があり、尾高淳忠や渋沢栄一の後押しもあつたためと考えられること。その三は、当初の重要任務は本線である中山道の郵便馬車の運用・営業と、支線である本庄から下仁田、本庄から万場への郵便線路の開設および運営であつたとみられ、郵便のほか繭を輸送していたこと。その四は、郵便と繭を大量かつ早く運ぶために、馬車か荷馬の形態で例外的に馬匹が利用されたこと。その五は、本庄では一般の郵便取扱所とは異なり、当初は箱場による郵便収集などを行わなかつた可能性があること。その六は、明治八年(一八七五)以降、隣接する町村をあわせた広範囲な郵便区を創設し、従来のターミナル郵便局としての地位だけでなく、県北有数の郵便取扱を目ざしたことが挙げられる。

いずれにしても、本庄という場所が、中山道最大級の宿場町があつた場所であり、熊谷よりも高崎の方が近いという地勢上の位置を占め、上州との交易が生命線であつたこと。養蚕業が盛んな地域にあり、繭

を富岡製糸場に大量に運ぶ役割を諸井泉衛が負ったことなど、郵便史の範疇を超え、近代資本主義発展史の劈頭を飾る郵便局所としての歴史を有していたことに改めて気付かされた。

本庄郵便取扱所は明治七年一月一五日四等郵便役所と改称し、さらに八年一月、本庄郵便局と改めた。明治一三年一月一日に、本庄宿に県下三番目の電信分局が開設された。これは本庄が養蚕地帯の中心で、当時、重要産業であった生糸・絹織物の集散地であったこと、などによるが、渋沢栄一の強い働きかけもあって実現したものである。

また、明治一六年に上野本庄間の日本鉄道が開通すると、郵便は汽車で運ばれるようになった。二二年一〇月一六日より電信事務を開始し、本庄郵便電信局と改称したが、三三年七月、旧に復し本庄郵便局となった。最初の配達区域は、本庄町・北泉村・藤田村・仁手村・旭村・神保原村・賀美村・七本木村・長幡村・大里郡榛沢村の一町九か村であったが、神保原、岡部両郵便局の設置に伴い昭和二年より一町四村となった。¹³⁾ 泉衛からその子の逸郎・恒平またその子の貫一まで本庄郵便局は着実にその地歩を固め、時には急進的に事業を拡大していった。

謝辞

この資料を当館に御寄託のうえ、自由な研究・閲覧を許されている諸井三佐夫様、論文を引用させていただいた中山道郵便馬車会社の先行研究者の皆様、崩し字の翻刻に当たって補訂をお願いした学芸員の木村遼之氏にこころより御礼申し上げます。

註

- (1) 『全国実施時の郵便御用取扱所』通信総合博物館・平成六年三月
- (2) 同じ明治五年三月の請書に、久喜町郵便御用取扱人榎本善之助の実例(岡安一雄『地方における文明開化の展開―初期郵便局の歴史的な性格と役割―』平成二年八月)がある。
- (3) 阿部昭夫『記番印の研究』名著出版・平成六年一〇月
- (4) 針谷浩一『解説』『諸井(三)家文書目録』埼玉県立文書館・平成二六年三月
- (5) 諸井(三)文書三五一一七
- (6) 諸井(三)文書七六二
- (7) 明治五年五月の富岡生繭買入諸入用帳(諸井(三)文書五二七)、明治一四年五月の富岡生繭買入諸費(諸井(三)文書二〇三二)などが現存しており、繭売買で最新の史料は明治三七年六月のものである。明治一三年には本庄に隣接して児玉製糸社も開業する。また、諸井家は原善三郎が発行する生絲商況報告(明治一八年一二月ほか)を定期購読していた。
- (8) 郵便集配のうち配達のみが義務となった点が注目される。
- (9) 差立印が押されていなかったためであり、少なくともこの時点では、本庄郵便取扱所の検査印が存在していなかったことなるう。
- (10) 市田左右一『桜切手』昭和五七年三月。市田は写真2のような桜切手松田印刷中間仕上の時期は五年一月から一二月であろうとする。
- (11) 阿部昭夫「北武蔵・中山道沿いの3局所の最初期印―熊谷の「某外」印は誰の使用印か―」『深谷郵趣』一〇〇号記念論文・平成四年
- (12) 田辺卓躬『明治郵便局名録』二重丸印の会・昭和五八年一月
- (13) 『本庄市史』通史編Ⅲ・平成七年一月